

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

滋賀国民年金 事案 1045

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

結婚を契機に国民年金に加入したが、夫の転勤でA県に移転した当初、体調を崩し国民年金保険料の納付を怠ってしまった。回復してから納付しようと思いそのままにしていると、未納保険料についての納付勧奨のはがきが届いたため、昭和60年8月頃に、保険料を一括で納付したが、その後の引っ越しの際、当時の領収書を紛失した。申立期間について、未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入をして以降、申立期間を除き、付加保険料も含めて、国民年金保険料を全て納付しており、数度の種別変更の切替手続及び住所変更の手続も適切に行っていることが確認でき、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたB市では、「納付勧奨のはがきを未納者に送付していたと思われる。」としていることから、申立人の主張に不自然な点は見られず、任意加入をしている申立人が国民年金の住所移転の手続をした上、納付勧奨のはがきを受け取りながら放置したとは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳には、昭和59年4月28日に国民年金に任意加入すると同時に付加保険料の申出がされた記載があるのみで、当該付加保険料の辞退の記載もなく、オンライン記録でも、付加保険料の申出期間として、同年4月28日の任意加入時から第3号被保険者へ種別変更する直前の61年3月までとされている上、B市の国民年金被保険者名簿においても申立人の保険区分は付加保険料の適用を表す「2」とされ、同市では、「付加保険料の

申出者に対しては、年度当初に定額保険料と付加保険料を合算した1年分の納付書を作成し送付していた。」としていることから、申立期間については、付加保険料を含む納付書が年度当初に申立人に送付されていたものと考えられる。

加えて、本来、付加保険料については、納付期限内に納付されなければ付加保険料納付資格が喪失するところ、オンライン記録では、申立期間は未納と記録されているにもかかわらず同資格を喪失しておらず、付加保険料が還付された形跡も無く、申立人が申立期間後に居住したC町の国民年金被保険者名簿においても、付加保険料の申出期間が、昭和59年4月の任意加入時から61年3月までとされており、何らかの事務的過誤が生じ申立人の納付記録が失われた可能性も考えられる上、B市では、「納付期限を過ぎて年度当初に送付した納付書で付加保険料が納付された場合は、現年度である限り、納付期限を過ぎた付加保険料も還付せず、収納していた。」としていることから付加保険料についても一括して納付されていたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月1日から同年4月20日までの期間に係る船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年4月20日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年1月から同年3月までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年4月1日まで
② 昭和22年1月1日から23年1月1日まで

オンライン記録の船員保険被保険者期間については、昭和20年4月1日から22年1月1日までの期間となっているが、19年4月1日から23年1月1日までの期間については船員であったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年3月に国民学校高等科を卒業後、同年4月にB社に入社し船員となった。会社から命を受け、C養成所に入所し、同養成所を卒業後、Dに乗船してEとして働き、Eの見習から最後はFになった。父の具合が悪くなったことから、22年12月にDを下船しG県に戻った。国（厚生労働省）の船員保険の被保険者期間が実際に船員として働いていた期間よりも短いので、年金記録を訂正してほしい。」と主張している。

申立期間②について、A事業所の管理下にあったB社の承継会社であるH社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票（A事業所と印字あり）を見ると、資格取得年月日の記載はないものの、資格喪失日は昭和22年1月1日と記載されており、オンライン記録と一致する。

しかしながら、H社が保管する申立人に係る船員名簿を見ると、昭和19年5月29日にC養成所を卒業、同日に入社、20年5月28日にDに赴任、同年

5月30日にDにEの見習として乗船、22年4月19日に依願解雇と記載されている。

また、H社は、「当社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票では、A事業所での資格喪失日が昭和22年1月1日と記載されているところ、船員名簿においては、当該喪失日より後の同年4月19日に依願解雇された記録が認められることから、同年1月1日の資格喪失ではなく、退職日の同年4月19日までは船員保険被保険者資格があったと推察される。」と回答している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和22年1月1日から同年4月20日までの期間については、船員保険の被保険者として継続してA事業所に勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、H社が保管する申立人に係る船員名簿の記録から240円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年1月から同年3月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散しており、同事業所に確認することができないが、同事業所の管理下にあったB社の承継会社であるH社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票（A事業所と印字あり）に記載されている資格喪失日はオンライン記録と一致することから、事業主が、同年1月1日を船員保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和22年4月21日から23年1月1日までの期間については、申立人が22年4月19日に依願解雇された後、再度、Dに乗り組んでいたこと及び予備船員として雇入れされていたことが確認できる関連資料等は見当たらない上、申立人が挙げた同僚及び船員保険被保険者名簿に記載されている船員についても、その住所地を確認することができないことから、証言を得ることができず、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、申立期間①については、昭和20年4月1日に船員保険法第17条の規定が「船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と改正される前は、「船舶ニ乗組ム者ハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されており、実際に船舶に乗り込んでいない予備船員については被保険者とはならなかったところ、申立人の船員名簿には当該期間にDに乗船していたとする記録が確認できない。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和22年4月21日から23

年1月1日までの期間については、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和22年4月21日から23年1月1日までの期間について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年1月1日まで

昭和17年頃からA社に勤務することになり、B（C市）にあった寮から同社D工場に通勤した。20年12月末まで在籍していたのに私の年金記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が氏名を記憶し同社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる元同僚も申立人の在籍を証言している。

しかしながら、当該未統合記録については、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は見当たらない。

また、A社から提出されたD工場従業員名簿の写しを見ると、申立人は、同社に昭和18年9月30日に入社後、19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年1月1日に昇給した記録が確認できる上、同社は、「申立人の入社は昭和18年9月30日であるが、厚生年金保険への加入は19年6月1日であり、D工場は軍需工場であったため、終戦後の20年8月25日に全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。」と回答している。

さらに、申立人の在籍を証言した元同僚についても、昭和20年8月26日以

降についてはA社における厚生年金保険の被保険者資格を確認できない。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子については、昭和19年6月1日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされる取扱いとなっていることから、申立人の資格取得日を同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月25日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月26日から21年1月1日までの期間については、前述のとおり、事業主は「D工場は軍需工場であったため、終戦後の20年8月25日に全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。」と回答しており、元同僚からも、申立人が当該期間において勤務していた旨の供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年8月26日から21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年2月24日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成18年3月31日まで在籍している上、同年3月の厚生年金保険料も控除されている。しかし、当該事業所における私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日になっているのはおかしい。このことについて、当該事業所が私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月1日である旨の訂正届を年金事務所に提出したが、2年以上遡及するため、時効により年金額に反映されないとのことなので、第三者委員会に申し立てることになった。年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係るタイムカード、賃金台帳及び雇用保険被保険者台帳並びに申立人から提出された平成18年の源泉徴収票から、申立人は、同社に継続して勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載された保険料控除額、申立人から提出された預金通帳の明細及び源泉徴収票並びに平成18年2月のオンライン記録から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成18年3月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を58万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 3 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた賞与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額並びに厚生年金保険料控除額から58万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したものの、申立人のA社における資格喪失日を、本来は平成17年1月1日とすべきところ、当初、16年12月31日として誤って届け出たために同年12月は被保険者期間とされず、申立人の賞与記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、保険料を納付していないことを事業主は認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1179

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和54年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月2日から54年9月1日まで

昭和43年にA社に入社し、58年に退職するまでの間に、異動はあったが退職等はなく、勤務は継続していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務（昭和54年9月1日にA社B支店から同社の本社に異動）していたことが確認できる。

また、申立人と同じく昭和54年9月1日にA社B支店から同社の本社に異動している同僚は、オンライン記録から、同年9月1日に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が加入しているC厚生年金基金が保管していた「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」から、申立人及び前述の同僚は昭和54年9月1日に同社B支店を転出し、同日付けで同社に転入していることが確認できる。

加えて、A社の現在の事務担当者は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び同社が加入しているC厚生年金基金への届出は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和54年9月1日とする届出を社会保険事務所に対

して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年8月の社会保険事務所の記録及び「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月26日から同年4月25日まで
申立期間当時は、A社とC社との合併のためD社に出向していたが、退職等はなく、勤務は継続していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間について、申立人は、EグループであったA社とC社との合併に伴い、両社が製造するFの生産調整を行うため、D社に出向していた時期と重なっていると申し立てしているところ、当時の同僚は、「C社との合併に伴って、申立人がD社に出向していたことは間違いない。その出向期間は短かったので、おそらく在籍出向だったと思う。」と証言している。

さらに、A社の人事責任者は、「当時のことは資料が無いため不明であるが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことに対して、平成10年に、当社から申立人に補償金を支払った記録が確認でき、このことにより、申立人の当社での在籍及び厚生年金保険への加入が継続していたことを会社として認めたことになる。今日においても、関連企業に出向する場合、給与計算や社会保険料控除は出向元が行っており、当然、出向元における厚生年金保険の被保険者として取り扱っている。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年8月までの期間、53年4月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、同年7月から58年3月までの期間及び60年4月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年8月まで
② 昭和53年4月から55年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 昭和56年7月から58年3月まで
⑤ 昭和60年4月から平成元年12月まで

私は、以前、短期間住んでいたA町の役場で国民健康保険料を納付していた記憶や、その後、B市に住んでいた頃に勤務していたC事業所の給与から、国民年金保険料が控除されていた記憶があるほか、婚姻していた期間についても元夫が、夫婦の保険料をまとめて納付してくれていたと思うので、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が無いとする「ねんきん定期便」の通知に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「A町役場へ国民健康保険料を納付していた記憶があることから、国民年金保険料も併せて納付していたかもしれない。」と主張しているところ、A町は、「申立期間当時のA町における国民健康保険に係る被保険者記録等は既に廃棄済みである。」と回答している。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から昭和58年2月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳

記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②、③及び④のうち、昭和56年7月から57年10月までの期間について、申立人は「私は、この期間、D社を退職後、結婚直前までC事業所に勤務しており、同事業所が、国民年金保険料を給与から控除して納付してくれていた記憶があり、それならば継続的に保険料納付をしてきていたはずである。もし私が納付していたとしても、国の記録にあるような不規則な納付の仕方は絶対にしないことから、国の記録は不自然である。」と主張しているところ、当該事業所の申立期間当時の事業主の妻は、「当事業所では、従業員の国民年金保険料を、給与から控除し納付していた事実はない。」と証言している上、申立人の同僚3人も、「国民年金保険料については、個人で納付しており、C事業所が納付してくれたという記憶はない。」と証言している。

加えて、申立期間④のうち、昭和57年11月から58年3月までの期間及び申立期間⑤について、申立人は「自営していた元夫が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているものの、申立人の元夫からは、当時の保険料の納付状況等について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月及び同年2月

会社を退職した平成8年1月頃、A市役所B支所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後に送付されてきた納付書で、自宅近くのC銀行D支店で預金を引き出し、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したにもかかわらず、申立期間は未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年1月頃、A市役所B支所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で、自宅近くのC銀行D支店で預金を引き出し、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付した。」と主張している。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成9年1月より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立人が初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得した日（平成5年3月26日）に払い出された厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号として記載されており、国民年金手帳記号番号は記載されていないことが確認できることから、申立期間当時において、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、A市は、申立人の国民健康保険被保険者の資格取得日は平成10年5月16日であると回答しているところ、その取得日はオンライン記録の国民年金被保険者記録と一致することから、申立人の「国民健康保険と一緒に国民年

金の加入手続を行った。」とする記憶は、この時期の記憶と考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するために、預金を引き出したとする金融機関の出金記録を見ても、申立期間に係る保険料であることを特定することができず、申立てを裏付ける事実は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月及び59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月
② 昭和59年7月から61年3月まで

私は、会社を退職後、速やかに国民年金の加入手続をして保険料を納付していた。また、支払っていない期間については後に全て支払ったと記憶しており、申立期間について未納とされていることに納付できない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録において確認できるとともに、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳においても、申立人の国民年金手帳記号番号は47年8月8日にA市から払い出され、46年8月1日に遡って資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間のため、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、制度上、保険料を納付することはできない。

申立期間②について、申立人は、前述の国民年金被保険者資格取得後、昭和48年9月1日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該厚生年金保険被保険者資格の喪失（昭和59年7月21日）後、61年4月1日に新たに国民年金の被保険者資格を取得するまでの間に国民年金に加入した形跡は見当たらない上、申立人の新たな国民年金手帳記号番号は同年6月7日にB市から払い出され、同年4月1日に遡って資格を取得していることがオンライン記録から確認でき、同資格取得日は、本人が所持する年金手帳に記載されている、「初めて被保険者となっ

た日」欄の「昭和61年4月1日」と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間のため、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、制度上、保険料を納付することはできない。

なお、申立期間②について、申立人は、未納となっている保険料を後で全て支払ったと主張しているところ、オンライン記録から、当初申請免除期間となっていた昭和61年4月から63年7月までの保険料28万6,600円(28か月分)を、平成7年6月20日に追納していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から56年9月まで

私は、婚姻のためA県B市に転居したが、元夫が会社を退職して自営業になったため、夫婦共に国民年金に加入していた。領収書等は残していないが申立期間の保険料は全て納付していたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月17日に、当時の居住地であるB市において申立人の元夫と連番で払い出され、54年9月1日に遡って国民年金の被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点において申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人及びその元夫の国民年金保険料は、時効期限内の過年度保険料の納付が可能な昭和56年10月から納付されていることが確認できる上、納付済期間及び未納期間が全て一致しており、保険料を納付したとする元夫の記録も、申立期間は未納となっている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

なお、申立人は、年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その月から保険料を納付していたと主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、被保険者資格要件に該当した日が記載されること

から、保険料納付の始期を特定するものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から同年8月までの期間及び同年10月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月から同年8月まで
② 平成14年10月から15年2月まで

私は、申立期間当時は必ずしも毎月保険料を納付していなかったため、社会保険事務所（当時）から頻りに未納を知らせる通知が送られてきたが、未納分は、その後しばらくして数か月分をまとめて納付した。そのようにして結局未納分は全て納付した。

納付場所は銀行や郵便局だったが、一定の場所ではなく複数の金融機関で納付したので、どこの金融機関だったかは覚えていない。間違いなく納付したので、よく調べて記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「当時は、必ずしも毎月保険料を納付していたわけではないが、未納分については未納の通知が届いた後、しばらくして数か月分をまとめて納付するなど、結局全て納付した。」と主張しているところ、オンライン記録から、平成14年3月の保険料を同年4月に、同年9月の保険料を同年同月に、15年3月から同年5月までの保険料を16年9月に納付していることが確認できるものの、申立期間の納付記録については確認できない上、申立人は申立期間の保険料の納付時期や納付した金融機関等について記憶が定かでないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間直前の平成14年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年7月15日から同年7月30日までの間に同被保険者資格を同月得喪しているものの、同年7月25日に国民年金への加入勧奨対象者としての一覧表が作成されていることが確認できることから、申立期間①に係る

国民年金の再加入手続を行っておらず、その後に加齢給付金に代った同年9月の保険料のみを納付し、それ以前の申立期間①の保険料を納付しなかった可能性を否定できない。

さらに、平成16年9月14日に、15年3月から同年5月までの保険料を納付した時点では、申立期間①のうち14年6月及び同年7月は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて国民年金保険料収納事務の電算化が図られ、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、記録の誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年9月まで

私は、年金について無頓着であり納付の義務を失念していた。私の記憶では、昭和55年4月頃、A町の職員が自宅に来て、「国民年金保険料が未納であり、このままでは将来年金がもらえなくなる。今なら遡及して国民年金に加入できるので、すぐに保険料を納付してもらえないか。」と言われたので、2年分を一括納付した。ところが、国（厚生労働省）の記録では、私の国民年金手帳記号番号は57年1月頃に払い出されており、申立期間は未納となっているが、その時点で2年分の保険料を遡及して納付したとしても国の記録と違う。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月頃にA町の職員が自宅に来て、すぐに国民年金に加入するように勧められたので、53年4月に遡及して保険料を一括で納付したと主張しているが、当該時期についての記憶が曖昧である上、保険料の納付場所及び納付金額等についての記憶も無く、国民年金の加入時期、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和57年1月12日であることが確認でき、その時点において、申立期間のうち53年4月から54年9月までの保険料は、制度上、時効により納付できず、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金への加入と同時に申立期間の保険料を一括で納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年4月から同年12月までの保険料を57年11月16日に、55年10月から56年3

月までの保険料を 58 年 1 月 29 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人が納付したとする期間は、その主張する納付回数と相違するものの、当該期間と考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年5月1日まで
日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」によると、平成2年10月から標準報酬月額が20万円ほど下がっている。退職するまで、給与に変更は無かったと記憶しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、4年2月24日付けで、2年10月に遡って36万円に引き下げられており、申立人のほか、同僚二人についても、同日付けで標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社における申立期間当時の申立人の上司(元役員)は、「当社は、既に解散し、申立人の申立期間に係る給与関係資料等は廃棄されているため、詳細は不明であるが、親会社であるB社に保管されていた辞令簿によると、申立人は平成2年7月2日付けで管理職に任用されたことが確認でき、これによりそれまで支給されていた時間外手当等の諸手当が支給されなくなったため、標準報酬月額を減額する旨の届出が行われたと思われる。申立人の申立期間における標準報酬月額は、当時の管理職としては妥当な額であり、私の課長時代における標準報酬月額とほぼ同額である。」と回答している。

また、申立期間当時の給与及び社会保険事務担当者は、「申立人が管理職に昇格した時期は覚えていないが、管理職に昇格した場合、給与の見直しにより時間外手当等の諸手当が支給されなくなるので、報酬月額が減額になったことから、申立人に係る標準報酬月額の月額変更届がなされたものと思う。」と回答している。

さらに、申立人と同時期に管理職になったことが確認でき、かつ、申立人と同様、平成2年10月に遡って標準報酬月額が引き下げられた同僚二人に照会したところ、そのうちの一人は、「申立期間当時、管理職に任用されたことにより、時間外手当等が支給されなくなったため、給与の手取額が20数万円ぐらいいなくなったことを記憶している。私の厚生年金保険の標準報酬月額は、私が記憶している当時の給与額に見合ったものとなっている。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、前述の同僚からも当時の給与明細書等の提出がないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができず、A社についても平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の給与関係資料等は保存されておらず、当時の事業主も高齢であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することができなかった。

また、申立人名義の普通預金口座に係る預金取引異動明細によると、申立期間におけるA社からの給与振込額は、毎月23万円前後となっていることから、申立人が主張している標準報酬月額53万円に見合う給与が支給されていたことを推認することができない。

さらに、雇用保険の給付記録により、申立人のA社における平成4年4月30日付け離職に係る賃金日額（1万2,449円）から離職前6か月間の平均報酬月額を計算すると、1か月当たり37万3,470円となり、申立期間のうち、3年10月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額と一致する。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月24日付けで行われた遡及訂正処理は、A社が申立人の標準報酬月額を本来の標準報酬月額に訂正するために行った届出に基づくものであると認められる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 4 月まで
② 昭和 36 年 12 月 7 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後の昭和 34 年 4 月から 35 年 4 月まで A 社で勤務しており、36 年 12 月 7 日から 37 年 7 月 1 日まで B 社で勤務していた。いずれの期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の A 社における勤務内容及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者も死亡していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた二人の同僚は、いずれも申立人の氏名を覚えておらず、そのうちの一人は、「私は、学校卒業後に A 社へ入社したが、すぐには社会保険に加入させてもらえなかった。当時、従業員の入退社が頻繁であったことから、同社は従業員が継続して勤務するかどうかを見極めた上で、社会保険に加入させていたと思う。」と供述していることから、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が自分と同じ業務に従事していたとして名前を挙げた二人の同僚についても、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらない上、申立人は、当該同僚の姓のみしか記憶していないため、特定する

ことができず、申立人の勤務実態等を確認することができなかった。

加えて、上記の名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、B社の昭和36年12月7日付け発行の身分証明書を所持しており、また、当時の事業主及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができず、同社が加入していたC健康保険組合は、「保存期間経過により資料が無い。」と回答しているため、申立人の同組合への加入状況についても確認することができない。

また、複数の同僚に照会しても、申立人のことを記憶している者はいないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できず、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務した記憶が無い。B社では、入社後、一定の見習期間があり、当該期間中は社会保険に加入していないと思う。私も入社した当初、見習勤務だったので、社会保険には加入していなかった。」と供述しており、申立人自身も「退職するまで見習勤務だった。」と供述していることから、B社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「B社の給与明細書を所持していることから、同社において厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、申立期間当時の経理担当者は、「当時、市販の縦長の給与明細書を使用しており、会社のゴム印及び事業主印を押していた。」と証言しており、申立人から提出された給与明細書には、支給月のみしか記載されておらず、事業所名の記載が無く、様式も異なることから、同社が発行した給与明細書とは考え難い。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。